

I 学校運営

1 児童・生徒の就学状況

学齢児童・生徒の小・中学校への就学は、学校教育法により義務教育とされており、その事務は区の教育委員会が行っています。区立の小学校は22校、中学校は平成27年度に第三・第四中学校が統合され大鳥中学校になり9校が設置されています。就学すべき学校は、通学区域に関する規則に従って、児童・生徒の住所により指定しています。なお、児童・生徒が健康上の理由や家庭の事情等で指定校以外の学校へ就学しようとする場合には、保護者からの申し出により、教育委員会が相当と認めるときには変更することもあります。

また、教育委員会では、平成15年4月に区立中学校へ入学する新一年生から「隣接中学校希望入学制度」を、平成17年4月に区立小学校へ入学する新一年生から「隣接小学校希望入学制度」を導入しました。なお、「隣接小学校希望入学制度」については、これまでの隣接学校希望入学制度の実施結果、児童生徒数・学級数の将来推計及び平成29年度に実施したアンケート調査等を総合的に判断し、平成31年4月入学から当面の間「休止」することとしました。

小・中学校 児童・生徒数、教員数 (各年度5月1日現在)

	小 学 校				中 学 校			
	児童数	指数	教員数	指数	生徒数	指数	教員数	指数
平成28	8,821	100.0	490	100.0	2,685	100.0	190	100.0
29	9,202	104.3	498	101.6	2,600	96.8	191	100.5
30	9,492	107.6	503	102.7	2,624	97.7	189	99.5
令和元	9,749	110.5	519	105.9	2,638	98.2	189	99.5
2	9,990	113.3	534	111.3	2,754	102.6	195	102.6

小学校 通常学級 学校別・学年別、児童数、学級数 (令和2年5月1日現在)

小学校名	児 童 ・ 生 徒 数							学 級 数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
八雲	72	53	59	66	73	69	392	3	2	2	2	2	2	13
菅刈	52	57	47	46	50	32	284	2	2	2	2	2	1	11
下目黒	97	89	75	70	57	61	449	3	3	2	2	2	2	14
碑	100	104	106	79	110	98	597	3	3	3	2	3	3	17
中目黒	125	73	87	106	85	120	596	4	3	3	3	3	3	19
油面	80	87	79	88	84	84	502	3	3	2	3	3	3	17
大岡山	127	118	125	109	103	109	691	4	4	4	3	3	3	21
烏森	65	63	69	63	64	64	388	2	2	2	2	2	2	12
向原	50	47	44	45	43	41	270	2	2	2	2	2	2	12
五本木	62	62	61	66	77	71	399	2	2	2	2	2	2	12
鷹番	73	62	76	83	79	74	447	3	2	2	3	2	2	14
田道	57	82	66	64	47	64	380	2	3	2	2	2	2	13
月光原	58	69	50	59	37	46	319	2	2	2	2	1	2	11
駒場	66	71	58	88	77	60	420	2	3	2	3	2	2	14
緑ヶ丘	29	37	43	46	43	39	237	1	2	2	2	2	1	10
原町	50	40	43	44	44	45	266	2	2	2	2	2	2	12
不動	124	107	93	107	112	81	624	4	4	3	3	3	2	19
上目黒	56	43	51	51	33	21	255	2	2	2	2	1	1	10
東根	129	120	120	131	116	93	709	4	4	3	4	3	3	21
中根	63	54	75	72	71	65	400	2	2	2	2	2	2	12
宮前	46	55	46	55	52	58	312	2	2	2	2	2	2	12
東山	142	185	163	163	177	151	981	5	6	5	5	5	4	30
合計	1,723	1,678	1,636	1,701	1,634	1,546	9,918	59	60	53	55	51	48	326

中学校 通常学級 学校別・学年別、生徒数、学級数 (令和2年5月1日現在)

中学校名	生徒数				学級数			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
第一	46	45	52	143	2	2	2	6
第七	83	48	62	193	3	2	2	7
第八	87	92	86	265	3	3	3	9
第九	51	61	64	176	2	2	2	6
第十	136	125	119	380	4	4	3	11
第十一	69	67	66	202	2	2	2	6
東山	121	135	124	380	4	4	4	12
目黒中央	187	159	153	499	6	4	4	14
大鳥	179	142	144	465	5	4	4	13
計	959	874	870	2703	31	27	26	84

隣接中学校希望入学制度実施結果

(令和3年4月7日現在)

学校名	受入人数	入				出				差引	入学者数
		申込者数	辞退等	国都私立進学者	最終人数	申込者数	辞退等	国都私立進学者	最終人数		
第一中学校	35	5	1	2	2	45	9	25	11	△ 9	34
第七中学校	35	16	0	4	12	71	8	35	28	△ 16	57
第八中学校	35	67	11	26	30	8	1	2	5	25	74
第九中学校	35	6	1	1	4	22	0	12	10	△ 6	52
第十中学校	35	13	2	6	5	22	2	10	10	△ 5	130
第十一中学校	35	11	0	5	6	18	8	5	5	1	62
東山中学校	35	72	11	36	25	13	4	2	7	18	119
目黒中央中学校	30	95	27	38	30	82	17	30	35	△ 5	187
大鳥中学校	15	38	9	15	14	42	13	12	17	△ 3	165
合計		323	62	133	128	323	62	133	128	0	880

(事業開始：平成15年4月)

※目黒中央中学校および大鳥中学校は、国・都・私立中入学者による辞退者を考慮しても定員を超えることが予想されたため、抽選を実施しました。

※「辞退等」の人数には、「希望校の調整区域に居住しているかた」および「令和3年度に兄または姉が希望校に通学しているかた」を含みます。

*対象者数 1,831人<令和3年4月に一年生になる小学校6年生の令和2年10月1日現在の人数(国・私立小学校等への通学者を含む)および転入予定者で申請があったものの人数>

*申込者数 323人<申込率 17.64% (申込者数/対象者数) >

*最終人数 128人<申込率 6.99% (最終人数/対象者数) >

特別支援学級 学級別・学年別、児童・生徒数、学級数

(令和2年5月1日現在)

設置校名	障害種別	児童数							学級数
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
八雲小(3くみ)	知的障害	4	2	3	2	3	2	16	2
菅刈小(あすなろ学級)	知的障害	3	3	5	3	3	3	20	3
碑小(4くみ)	知的障害	0	4	0	7	2	4	17	3
鷹番小(つくし学級)	知的障害	6	2	0	1	1	2	12	1
油面小(わかたけ学級)	肢体不自由	2	1	2	0	1	1	7	1
東根小 (きこえとことばの教室)	難聴※	0	0	5	0	2	1	8	1
	言語障害※	0	8	12	8	1	2	31	2

設置校名	障害種別	生徒数				学級数
		1年	2年	3年	計	
第八中(E組)	知的障害	4	2	4	10	2
大鳥中(6組)	知的障害	6	5	4	15	2
大鳥中(7組わかたけ)	肢体不自由	1	2	0	3	1
目黒中央中(しいの木学級)	自閉症・情緒障害	4	8	8	20	3
第七中(つばさ)	情緒障害等※	25	28	13	66	7

※は通級指導学級。ただし、第七中(つばさ)は、特別支援教室拠点校です。

小学校 拠点校特別支援教室別学年別在籍児童数

(令和2年5月1日現在)

拠点校名	巡回する小学校	児童数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
中目黒小(すずかけ)	下目黒小、田道小	8	7	7	14	9	7	52
五本木小(ゆりのき)	鷹番小、上目黒小、 烏森小	6	10	7	8	11	9	51
原町小(かしのき)	碑小、向原小	3	4	5	11	11	10	44
不動小(ゆずりは)	油面小、月光原小	5	5	8	17	8	7	50
中根小(さくら)	大岡山小、緑ヶ丘小	4	6	7	9	8	8	42
宮前小(はなみずき)	八雲小、東根小	5	3	6	5	9	8	36
東山小(いちょう)	菅刈小、駒場小	7	4	19	13	12	9	64

○小学校の特別支援教室拠点校では、情緒障害等の児童に対して巡回指導を行っています。

日本語国際学級

設置校名	児童数	学級数
東根小学校	22	2

2 障害のある児童・生徒の就学

(1) 障害のある児童・生徒の就学・転学相談

障害のある児童・生徒の就学・転学については、その障害の種類と程度に応じ、学校教育法の定めによる学校や学級に就学することができます。東京都では特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱)を、区では小・中学校に知的障害学級、肢体不自由学級、特別支援教室を設置しています。さらに、小学校には、難聴・言語障害通級指導学級を、中学校には、自閉症・情緒障害学級を障害の状態等に応じて対応できるよう設置しています。これらの学級への就学等については、随時、教育委員会事務局で就学相談等を行い、校長及び専門医等で構成する教育支援委員会を開き、保護者と相談のうえ、学校、学級を決めていきます。就学相談は、「めぐろ区報」等で毎年度お知らせしています。

就・転学相談結果

	通常の 学級	特別支援学級、 特別支援教室	特別支援学校	就学猶予 免除	その他	計
小学校	19 (0)	144 (104)	9 (2)	0	24 [8]	196 (106)
中学校	1 (0)	34 (11)	3 (1)	0	4 [0]	42 (12)
計	20 (0)	178 (115)	12 (3)	0	28 [8]	238 (118)

※（ ）内の人数は転学等の再掲です。

「その他」は区外転出、私立学校への入学、就学相談取下げの人数です。そのうち、[]内は教育委員会の意見として就学・転学先の意見を出した人数です。

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援

ア 定期巡回訪問・要請訪問

特別支援教育主任専門員（教育）と教育相談員（心理）が区立小・中学校を訪問し、通常の学級に在籍し障害があるなど特別な支援を必要とする児童・生徒の実態を把握し、個に応じた学習方法や生活習慣が身につくように学校に対して指導・助言を行っています。

定期巡回訪問は、前期・後期に各一回、区立小・中学校を巡回し、要請訪問は、学校（園）からの要請に基づいて必要に応じて訪問しています。平成23年度からは区立幼稚園、こども園へも訪問を実施しています。

定期巡回訪問

校種	校(園)数	対象人数
幼稚園・こども園	3	8
小学校	22	553
中学校	9	126
合計	34	687

要請訪問

校種	校(園)数	対象人数
幼稚園・こども園	0	0
小学校	91	275
中学校	23	74
合計	114	349

※学校臨時休業措置により前期巡回及び4月、5月要請訪問中止

イ 特別支援教育に関する相談

障害があるなど特別な支援を必要とする児童・生徒の教育上の課題等について、特別支援教育主任専門員（教育）、教育相談員（心理）が来庁・電話相談に応じています。

ウ 特別支援教育支援員の配置

小・中学校31校（全校）の通常の学級に在籍し、生活面及び学習面での指導に特別な配慮を要する児童・生徒730名に対し、204名の特別支援教育支援員を74,016時間配置し、支援の充実を図りました。特別支援教育支援員の支援方法等の向上を図るため、資料配付、課題提出の方法により、年2回の研修を実施しました。

(3) 小学校就学前の幼児に関する相談

ア 就学相談員による就学前施設の訪問

就学相談員が、すすくのびのび園を訪問して、小学校への就学を予定している特別な支援が必要な幼児と保護者に対する巡回相談を行いました。（28名に対して、17回訪問）

イ 小学校就学前ガイダンスの実施

区立幼稚園・こども園、私立幼稚園、区立保育園、私立保育園、認証保育所の教職員・保護者を対象とした、小学校就学前ガイダンスを行いました。（39園の幼児87名に関して、延べ61回訪問）

3 幼稚園・こども園

区立幼稚園は1園で2年保育を行い、区立こども園は2園で3年保育を行いました。入園は目黒区民であることを要件とし、11月下旬に申し込みを受け付けます。募集の詳細については、「めぐろ区報」やホームページ、ポスター等でお知らせします。

なお、みどりがおか幼稚園は平成25年4月に、げっこうはら幼稚園は平成26年4月に、認定こども園に移行しました。

園児数・教員数(各年度5月1日現在) 園別・歳児別園児数 (令和2年5月1日現在)

	園児数	教員数
平成 25	274	17
26	246	17
27	247	16
28	245	15
29	243	15
30	244	17
令和 元	239	17
2	207	17

幼稚園名	4歳児	5歳児	計	クラス数
ひがしやま	20	34	54	2

こども園名	区分	3歳児	4歳児	5歳児	計
げっこうはら	短時間	15	20	25	60
	中時間	1	2	5	8
	長時間	3	4	5	12
	計	19	26	35	80
みどりがおか	短時間	15	16	20	51
	中時間	2	4	6	12
	長時間	2	3	5	10
	計	19	23	31	73
合 計		38	49	66	153

※クラス数は、3歳・4歳・5歳とも各1クラス。合計6クラス。

4 就学援助費・奨励費等給付状況

(1) 就学援助費

就学援助費は、経済的な理由により就学することが困難な学齢児童・生徒のために設けられた制度で、法律に基づいて国の補助を受け、地方自治体が行っている事業です。この制度の対象は、生活保護法適用世帯及び児童福祉法適用世帯(要保護世帯)と、世帯の所得が生活保護法に定める生活費の需要額に対して1.2倍以下の世帯(準要保護世帯)で、保護者が教育委員会に申請し、該当世帯として認定されると、学用品費や学校給食費等の給付を受けることができます。

なお、令和2年度については、学校臨時休業期間中の昼食代相当額の支給等、新型コロナウイルス感染症に伴う追加対応をしました。

給付人数と1人当たり給付額

内 訳	費 目	学 校	学用品	通 学	入学支	校 外	修 学	医療	校 外	卒業記念	体育実技	部活動
	給食費	費	用品費	度金費	行事費	旅行費	費	宿泊費	アルバム費	用具費	費	
	準	準	準	準	準	生・準	生・準	生・児・準	生・児・準	準	生・児・準	
小 学 校	受給者数 (人)	527	527	435	235	527	103	0	0	102		
	給付額 (円)	56,321	24,008	3,030	41,740	1,609	1,350	0	0	15,020		
	合計額 (千円)	29,681	12,652	1,318	9,809	848	139	0	0	1,532		
中 学 校	受給者数 (人)	315	315	202	118	315	88	0	0	99	24	227
	給付額 (円)	62,394	38,778	3,851	10,661	3,003	25,375	0	0	9,152	4,250	1,229
	合計額 (千円)	19,654	12,215	778	1,258	946	2,233	0	0	906	102	279

※表中「生」は生活保護法適用世帯、「児」は児童福祉法適用世帯、「準」は準要保護世帯。

校外宿泊費は「自然宿泊体験教室」、「部活動合宿」、「独自宿泊事業」、「特別支援学級校外宿泊」。

受給者数、受給率、給付総額、1人当たりの標準受給額

年度	区分	受給者数 (受給率)		給付総額 (千円)	1人当たりの標準受給額 ()内は平成28年度を100とした指数
		要保護 (%)	準要保護 (%)		
28	小学校	18 (0.20)	554 (6.28)	45,167	78,963 (100)
	中学校	31 (1.15)	348 (12.96)	48,918	129,071 (100)
29	小学校	9 (0.10)	549 (5.97)	45,123	80,866 (102)
	中学校	26 (1.00)	334 (12.85)	46,168	128,244 (99)
30	小学校	10 (0.11)	534 (5.63)	44,799	82,351 (104)
	中学校	24 (0.91)	317 (12.08)	46,466	136,264 (106)
元	小学校	7 (0.07)	513 (5.26)	46,950	90,288 (114)
	中学校	26 (0.99)	299 (11.33)	37,878	116,548 (90)
2	小学校	6 (0.06)	499 (4.99)	55,979	110,850 (140)
	中学校	20 (0.73)	309 (11.22)	38,373	116,635 (90)

(2) 就学奨励費

就学奨励費は、特別支援教育の振興を図るために定められた制度です。この就学奨励事業の対象は、特別支援学級等児童・生徒の中で、世帯の所得が生活保護法に定める生活費の需要額の2.5倍未満の世帯です(通学費等は所得制限なし)。保護者が教育委員会に申請し、認定されると、通学費や学用品費、学校給食費等の給付を受けることができます。

給付状況

内 訳		学用品費 等	修学 旅行費	学校 給食費	通学費	校外行事 ・宿泊費	職場体験 交通費	体育実技 用具費	給付額 総額(千円)
小学校	受給者数 (人)	13	1	13	13	13			1,052
	給付額 (千円)	372	1	450	210	19			
中学校	受給者数 (人)	8	3	8	14	8	0	0	1,626
	給付額 (千円)	300	76	336	890	24	0	0	

※ 学用品費には通学用品費及び新入学児童・生徒学用品費が、通学費には通級交通費が含まれる。

5 学校運営費の執行

区立小・中学校の運営上必要とされる経費の大部分は、学校の児童・生徒数や学級数に応じて各学校に配付され、学校で直接、教材・教具の購入、修繕、印刷等の経費として執行されます。このほかに、全校にかかわるもので一括処理した方が良いものや、年次計画を立てて計画的に整備するものについては、教育委員会事務局で執行しています。内容としては、児童・生徒の机、椅子等の教室の校具や光熱水費、電話料金等です。

6 学校評価

子ども・保護者・地域から信頼される学校を目指し、平成15年度から「保護者による学校評価」、平成16年度から「児童・生徒による学校評価」及び「地域の方による学校評価」、平成18年度からは、「教職員による学校評価」を実施しています。これらの保護者、児童・生徒、地域の方及び教職員による学校評価を「四者による学校評価アンケート」とし、自己評価のための資料に位置付け、学校評価の充実を図っています。また、平成20年度からは、各学校において「学校評価委員会」を設置し、学校の自己評価の妥当性や客観性を高めるとともに、次年度の教育課程の編成に生かしています。

さらに、学校評価の実施状況と評価結果を踏まえた学校運営状況を第三者が客観的に評価する「第三者評価」を、平成23年度に第九中学校、向原小学校、原町小学校において先行実施しました。平成30年度からは、「第三者評価」の実施が三巡目に入り、さらなる学校改善に向けての取組を校長のリーダーシップのもと進めています。客観的な評価をすることにより、学校全体の教育水準の一層の向上を図り、保護者や地域の方々の理解と参画を得て、信頼される魅力ある学校づくりを進めています。

なお、令和2年度は「第三者評価」を休止し、これまでの検証等を行うとともに、「目黒区立学校 学校評価ガイドライン」と「目黒区立幼稚園・こども園 園評価ガイドライン」を作成・配付しました。

7 学校運営協議会

区では、平成20年度から平成23年度まで鷹番小学校、田道小学校を学校運営協議会のモデル実施校として2期4年間指定しました。

両校の活動内容について、平成24年度にそれまで学校運営協議会に関わった構成員、学校長、教育委員会事務局による評価に加えて外部の有識者による第三者評価を行い、学校運営協議会の成果と課題を検証し、その結果を報告会や公式HPで公表しました。

この結果、いくつかの課題があることから方向性を検討することとし、現在指定している学校はありません。

(事業開始：平成20年度)

8 学校評議員

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校及び校長への支援体制をつくるため、平成13年度から学校評議員制度が設けられました。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校の教育目標、学校運営や教育活動に関する事、地域との連携の進め方などについて意見を述べ、校長はその意見を参考に学校運営を行い、地域に根ざした創意工夫ある学校づくりを進めています。

また、学校評議員は、学校評価における学校の自己評価の妥当性・客観性を高めるため、「目黒区小・中学校学校評価委員会」の構成員として、意見を述べる等の役割を担っています。

平成14年度には全ての小・中学校、幼稚園に学校評議員が置かれ、令和2年度は、小学校106名、中学校42名、幼稚園・こども園16名の学校評議員が教育委員会から委嘱されました。

9 めぐる子ども見守りメール（学校緊急情報連絡システム）の運用

学校生活や通学途中における子どもの安全を守る一つの手段として、不審者情報などの防犯情報や震災時における学校からの連絡事項などを区立小・中学校、幼稚園等の保護者の携帯電話やパソコンにメール配信する「めぐろ子ども見守りメール」（学校緊急情報連絡システム）を運用しています。

登録状況（児童生徒数は令和3年2月1日現在、登録者数は令和3年3月31日現在）

	児童生徒数（人）	登録者数（人）	登録率（％）
小学校	10,002	9,657	96.6
中学校	2,775	2,573	92.7
幼稚園・こども園	218	218	100.0
計	12,995	12,448	95.8

（事業開始：平成18年度）

配信状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）（単位：件）

	不審者情報	お知らせ	その他事件・事故	計
教育委員会からの配信	23	35	3	61

10 AED（自動体外式除細動器）の設置

学校では児童生徒の活動のほか、学校開放で多くの区民がスポーツ活動などを行っています。このような活動中、心停止（心室細動）のような緊急事態発生に対応するため、平成20年度に全区立小・中学校等へAEDを設置しました。

令和2年度は、前年度に引き続き、AEDが有効に活用できるよう、教職員を対象に普通救命講習会を実施しました。

設置施設：小学校（22校）、中学校（9校）、ひがしやま幼稚園、めぐろ学校サポートセンター、興津自然学園、八ヶ岳林間学園

全てのAEDに小児用電極パッド又は小児用キー、救急キット、蘇生用マウスピース、毛布を付属しています。

（事業開始：平成20年度）

1 1 学校版めぐろグリーンアクションプログラムの運用

目黒区では、環境保全に向けた行動を区民や事業者が継続的に実施するための仕組みとして、目黒区独自の環境配慮行動プログラムである「めぐろグリーンアクションプログラム」(家庭版及び事業所版は平成16年3月策定、学校版は平成18年3月策定)の普及を進めています。

各学校では、学校版めぐろグリーンアクションプログラムを平成18年度から順次導入し、平成20年度には全区立小・中学校へ導入しました。本プログラムは「めぐろ学校教育プラン」(平成15年2月策定、平成29年3月改定)で推進する施策の一つである「環境教育の充実」の一環として運用するものであり、児童・生徒・教職員が一体となって、省エネルギー・省資源活動や環境学習に取り組んでいます。

また、各校の取組を推進するために、毎年度の実施状況を審査し、優れた活動を行っている学校を表彰しています。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、当プログラムは中止としました。